

オプアウト型の視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方に関する検討状況 ～オプアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティスの改定～

視聴関連情報の取扱いに関する協議会

2024年7月

1 検討の背景

2 検討事項①：放送事業者による周知告知の取り組み内容

3 検討事項②：周知告知のモニタリング・目標設定の在り方

4 プラクティスの改定

5 今後の検討

検討の背景

- 総務省 「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会（検討会）」において、視聴者非特定視聴履歴の取得に係る視聴者の認知が不十分であることから、オプトアウト方式により視聴者非特定視聴履歴を取得することについて懸念が示されていた。
- 第7回検討会では、オプトアウト型の視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方について、有識者、放送事業者、放送関連団体、TVメーカーで構成する「視聴関連情報の取扱いに関する協議会（協議会）」で検討し、その結果を後日検討会で報告することが求められた。
- これを受けて、令和4年度、令和5年度の協議会では、周知告知の在り方について本協議会で議論することを確認し、放送事業者による周知告知の取り組み内容や、周知告知のモニタリング・目標設定の在り方等に関する議論を行った。また、協議会で自主ルールとして定め、継続的に見直しを行っている「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」にも、周知告知に関する検討結果を反映した。

「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」で検討した内容

		令和4年度	令和5年度
①	放送事業者による周知告知の取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送事業者による周知告知の取り組みの報告をもとに、周知告知の方法・内容を議論した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 周知告知の方法（ホームページ/ウェブサイト、番組・PRスポット等） ➢ 周知告知する内容（収集するデータ、利用目的等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度に続き放送事業者による周知告知の取り組みの報告を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民放連周知広報ワーキンググループの取り組み ➢ 5局まとめて設定のキャンペーン ➢ 在阪5社実証実験に係る周知告知 ➢ CATV事業者による周知告知
②	周知告知のモニタリング・目標設定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 周知告知の実効性を担保するための取り組みとして、評価指標や目標設定の在り方について議論した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評価指標（アンケートを通じた認知度等の視聴者動向の把握、dボタンによるオプトアウト率等） ➢ 目標設定（数値目標設定の要否等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 視聴者の認知度を把握するため、総務省が実施した視聴データに関するアンケート調査の結果を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 視聴データの取得に関する認知度 ➢ データの送信/取得を停止することができることの認知度 ➢ 通知・告知の認知・要望 等

(参考) 第7回検討会資料

論点と今後の進め方 (3-3②)

6

② オプトアウト方式による視聴者非特定視聴履歴の取得の在り方、その他事業者の自主的取組の在り方

○ 論点及び対応方針は以下のとおり。

論点	経緯及び今後の進め方
(1) オプトアウト型の視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方に関する検討	○ 第4回会合の資料4-3において、「具体的な取組については、オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関する検討の場である「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」において、検討すること」とされており、検討結果については、後日、本検討会において報告される予定。
(2) 共通NVRAM関連の残された論点に関する検討	○ 共通NVRAMに係る規格の在り方やα社(※)の具体的なガバナンスの在り方など、残された論点を議論する上で必要な検討が在京民放5社において具体的に進んだタイミングで、個人情報保護委員会事務局の協力も得ながら、事務局とも連携し、本検討会で対応の方向性を報告することとしてはどうか。

(※) 在京民放5社が視聴者非特定視聴履歴を集約するために設立する会社の仮称

(参考) 令和5年度開催の協議会フェーズ8の検討体制

■ 構成員 (◎は座長、○は副座長)

- ◎内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- ○宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 牧田 潤一郎 原後綜合法律事務所 弁護士
- 植原 啓介 慶應義塾大学 環境情報学部 教授
- 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
- 在京5社視聴データ推進会議
- 日本テレビ放送網(株)
- (株)テレビ朝日
- (株)TBSテレビ
- (株)テレビ東京
- (株)フジテレビジョン
- 朝日放送テレビ(株)
- (株)CBCテレビ
- (株)BS日本
- (株)TVer
- (株)TVer Technologies
- JCOM (株)
- スカパーJSAT(株)
- 日本放送協会
- (株)WOWOW

- TVS REGZA (株)
- パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション (株)
- ソニー (株)
- ソニーマーケティング(株)
- (一社)日本民間放送連盟
- (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- (一社)衛星放送協会

■ オブザーバー

- (一社)日本新聞協会
- (一社)電子情報技術産業協会
- (株)電通
- (株)博報堂DYメディアパートナーズ
- 総務省

■ 事務局

- (一財)放送セキュリティセンター
- (株)野村総合研究所

(参考) 視聴関連情報の取扱いに関する協議会

- 放送業界では、視聴者のプライバシーに配慮して適正に視聴者パーソナルデータを活用するため、2018年から「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」を組織して、視聴者パーソナルデータの取扱いについて検討を行っている。
- また、検討の成果として、視聴者パーソナルデータのうち、個人情報には当たらない「視聴者非特定視聴履歴」をオプトアウト方式で取得して利用する場合におけるプラクティスを「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス（プラクティス）」としてとりまとめ、協議会において継続的に見直しを行っている。



オブザーバー：総務省、
JEITA、広告代理店等



有識者

視聴関連情報の取扱いに関する協議会
(2018～、事務局：SARC/NRI)



放送関連団体等



放送事業者



テレビメーカー

【目的】

視聴者のプライバシーに配慮した適正な視聴者パーソナルデータの活用方法の検討

【構成員】

- 有識者
- 放送事業者
- 放送関連団体
- テレビメーカー 等

【事務局】

- 放送セキュリティセンター（SARC）
- 野村総合研究所（NRI）

【成果物】

検討の成果として、視聴者パーソナルデータのうち、個人情報には当たらない「視聴者非特定視聴履歴」をオプトアウト方式で取得して利用する場合における自主ルールを「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」としてとりまとめ、協議会において継続的に見直しを行っている。

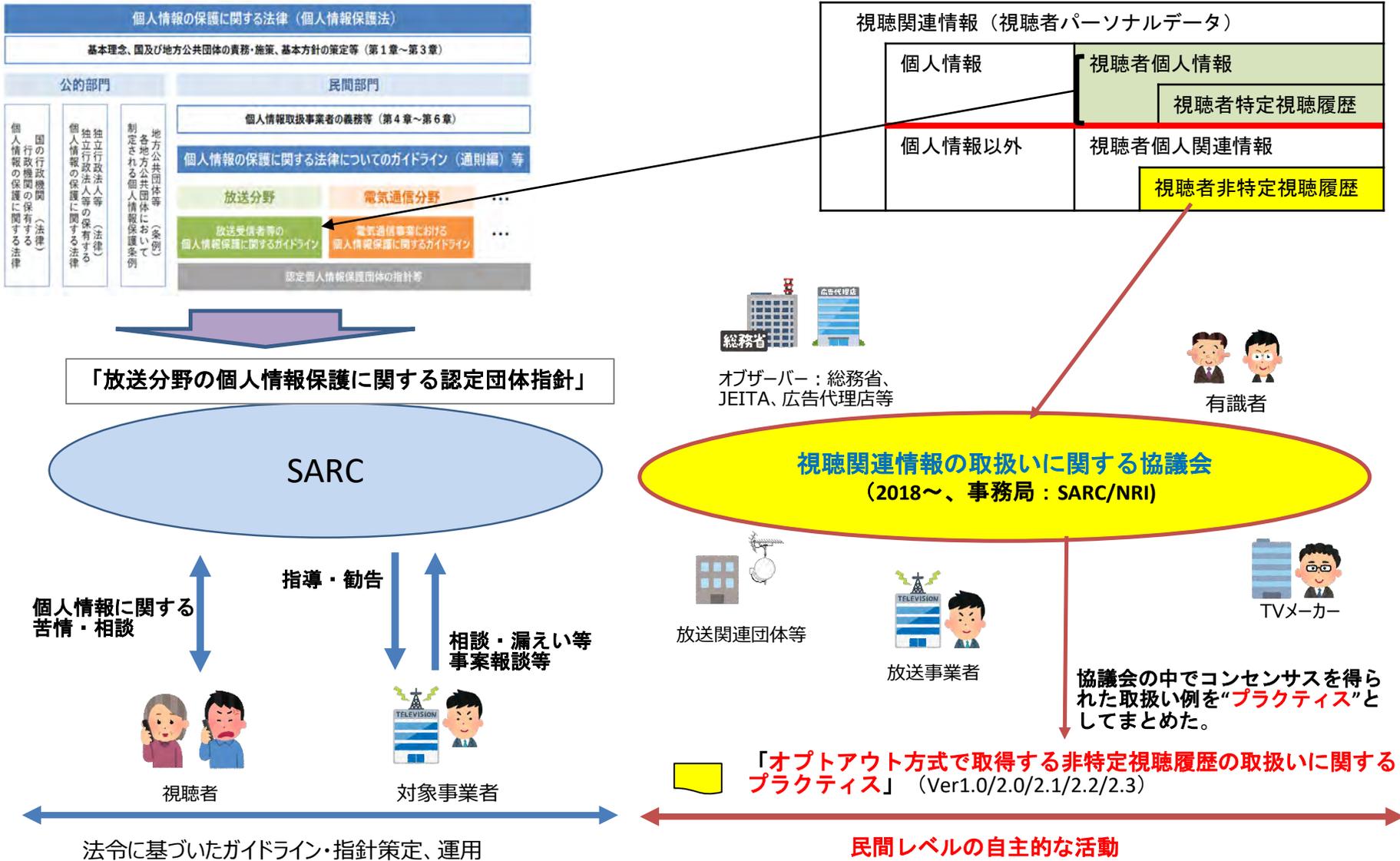
(参考) 協議会の開催経緯

- 2015年の個人情報保護法改正を受けて、2016年10月「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「視聴環境分科会」下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（WG）」（主査：穴戸教授）が設置され、そのWGでの検討の結果を踏まえて、2017年「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が施行された。
- そのガイドラインの解説において、「非特定視聴履歴についても、その取得の前に、同意を得る、又は取得に関する告知を徹底するなどの取扱いについて、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取組がなされることが望ましい」との言及がされた。
- その流れで、2018年に視聴者非特定視聴履歴に関する自主ルールを取り扱う「視聴関連情報WG」（協議会）がスタートし、民放、NHK、テレビメーカーが同一のテーブルで検討することとなった。

フェーズ	実施時期	会議体（開催回数）	プラクティス改定状況
1	2018年度上期	視聴関連情報WG（4回）	－
2	2018年度下期	協議会（3回）	・ プラクティスver1.0
3	2019年度上期	協議会（4回）／ 分科会（3回）	－
4	2019年度下期	協議会（2回）	－
5	2020年度上期	協議会（2回）	・ プラクティスver2.0
6	2020年度下期	協議会（3回）	・ プラクティスver2.1
7	2022年度	協議会（3回）	・ プラクティスver2.2
8	2023年度	協議会（2回）	・ プラクティスver2.3

オプトアウト型視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方に関する検討

(参考) プラクティスと認定団体指針の位置づけ



検討事項①：放送事業者による周知告知の取り組み内容

- 令和4年度の協議会では、視聴者の理解促進のために行っている周知告知の取り組みを放送事業者が報告した。
- 周知告知の取り組みは様々であるため、その方法を整理し、それぞれの良い点や留意点の検討も行った。

	類型	概要
自社媒体	ホームページ/ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none">データ収集に関する説明文の掲載動画コンテンツの埋め込み
	番組・PRスポット	<ul style="list-style-type: none">番組内での説明PRスポットの放送
	データ放送画面	<ul style="list-style-type: none">データ収集の概要説明データ収集のステータス表示オプトアウトボタンの設置
他社媒体	EPG（電子番組ガイド）	<ul style="list-style-type: none">データ収集に関する広告の掲出
	新聞・雑誌	<ul style="list-style-type: none">一般紙、専門紙等へリリース
	ウェブメディア	<ul style="list-style-type: none">TVer上にある自局の広告枠での説明

(参考) 自社媒体での取組み事例

1

ホームページ /ウェブサイト

- 視聴データの収集の停止方法の説明は、文章での説明に加え、テレビ画面のキャプチャを掲載することで視覚的にも分かりやすくなっている。

2

番組・PRスポット

- テレビ受信機からインターネット経由で視聴データが収集されていることが、CG動画で分かりやすく提示されている。

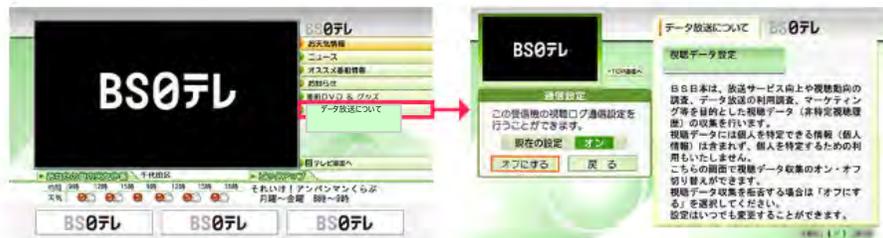
3

データ放送画面

- 制作現場の負担を考慮し、放送本編にオーバーレイする告知スーパーではなく、放送本編を縮小しデータ放送機能を使ったL字告知をdボタンを押すことなく自動表示する工夫がされている。

<停止方法>

視聴データの収集を停止したい場合には、BS日テレを視聴中にリモコンのdボタンを押し、データ放送のメニュー画面から「データ放送について」→「視聴データ設定」を押し、「オフにする」を選択してください。設定はいつでも変更することができます。



(参考) 他社媒体での取組み事例

4

EPG (電子番組ガイド)

- 他のEPG広告とのローテーションとなるため、内容が認知されやすいよう、少ない文字数で視認性の高いデザインとなっている。



5

新聞・雑誌

- 視聴者の方が理解できるよう、分かりやすい表現としている。



出所) Screens「在阪5社、テレビ視聴データに関する共同技術検証実験を実施」<https://www.screens-lab.jp/article/28314>
電波新聞「在阪民放5局 番組制作向上へ 視聴データ連携で来月3日から検証スタート」<https://dempa-digital.com/article/357033>

6

TVer上の自局の 広告枠での説明

- 「視聴データとは何か」、「視聴データの利用目的」を理解してもらうとともに、「収集を中止する方法」も簡潔に、また「QRコード」も提示しながら解説されている。
- マスコットキャラクターを使い、平易な言い回しで、初めて見る人にも理解しやすいVTRになっている。



検討事項②：周知告知のモニタリング・目標設定の在り方

- 令和4年度の協議会では、周知告知の実効性を担保するための取り組みとして、評価指標や目標設定の在り方について議論した。
- 評価指標については、評価指標ごとの解釈や数値目標の必要性を含め、様々なご意見を頂戴した。

評価指標についていただいたご意見

#	評価指標	ご意見
1	アンケートを通じた認知度等の視聴者動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等を通じて、視聴者の理解度合いを把握するのがよい。 数値で見ると、「なんとなく知っている」人でも認知している層だとみなされるが、実際にどれほど理解しているか、ヒアリング等を含めて深く聞いたほうがよい。
2	dボタンによるオプトアウト率	<ul style="list-style-type: none"> 各社はオプトアウト率が上がらないように取り組みを行っていくことを考えると、この指標の高低が何を意味するのはよく考えなければならない。
3	各社HPのアクセス数	<ul style="list-style-type: none"> 認知度が上がれば下がっていくはずである。
4	—	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を定めるかも含めて検討していく必要がある。数値目標を定めるにしても、どのように定めるのか、そもそも現状はどうかを把握する必要がある。また、現状把握のためのアンケート設計も大変とのことだった。まずは、モニタリングを行い、その結果を分析し、次のモニタリングや数値目標の検討へ反映していくのがよい。次のアクションを見据えて進めていくのがよい。

プラクティスの改定（1/3）

- 令和4年度の協議会では、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を受け、視聴者非特定視聴履歴等の取扱いに関する自主ルールを取りまとめた「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」の改定を行った。

令和4年度のプラクティスの主な改定内容

改定箇所	改定内容
第1 総則 4. 用語の定義	<ul style="list-style-type: none">• SARC認定団体指針での改定を受けて、用語を変更した。
第2 プラクティス 1. ユースケースの概要と留意点	<ul style="list-style-type: none">• 個人に直接働きかける利活用は本人の同意を取得することを基本とする方針が合意され、テレビ以外でのリコメンドやリマーケティングは実施しないこととなったため、その経緯を記載のうえ、テレビ以外でのリコメンド、リマーケティングに関する記述を削除した。• ただし、プライバシーに配慮した視聴データの取扱いに関して参考になる内容が含まれていることから、過去の検討結果を継承するため別添4として記載を残している。
第2 プラクティス 4. 共同で利用するための対応	<ul style="list-style-type: none">• 改正個人情報保護法ガイドラインにおいて、共同利用をする場合に本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない項目が追加されたことを受け、告知においてあらかじめ表示すべき項目を記載した。
別添3. 民間放送事業者等が共通的に用いるIDの安全な管理手法例	<ul style="list-style-type: none">• 受信機内部におけるID管理として、共通NVRAMに書き込む共通IDのリセットについての記述を追記した。
別添5. 周知告知の類型	<ul style="list-style-type: none">• 視聴者の理解促進のための対応として、周知告知の類型とその概要を整理した。

プラクティスの改定 (2/3)

- 令和4年度の協議会で整理した周知告知の方法は、放送業界内で広く共有するため、「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」に掲載した。

協議会で整理した周知告知の方法

	類型	概要
自社媒体	ホームページ/ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> データ収集に関する説明文の掲載 動画コンテンツの埋め込み
	番組・PRスポット	<ul style="list-style-type: none"> 番組内での説明 PRスポットの放送
	データ放送画面	<ul style="list-style-type: none"> データ収集の概要説明 データ収集のステータス表示 オプトアウトボタンの設置
他社媒体	EPG (電子番組ガイド)	<ul style="list-style-type: none"> データ収集に関する広告の掲出
	新聞・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> 一般紙、専門紙等へリリース
	ウェブメディア	<ul style="list-style-type: none"> SNSの放送事業者公式アカウントによる発信 SNSへの広告の掲出 TVer上にある自局の広告枠での説明

出所) 視聴関連情報の取扱いに関する協議会「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス (ver.2.2)」別添5. 周知告知の類型

https://www.sarc.or.jp/documents/www/NEWS/hogo/2022/optout_practice_ver2.2.pdf

プラクティスの改定 (3/3)

- 令和5年度の協議会では、「5局まとめて設定」の開始を踏まえて、「別添2. データ放送・ホームページにおける民放5局共通指針」の内容を更新した。

別添2. データ放送・ホームページにおける民放5局共通指針

2-2. 2023年度時点での参考資料

・各社データ放送・HP内 視聴者向け告知文面 表示方法 共通指針

		共通指針	
用語		視聴データを表す用語	「視聴データ」
		収集を表す用語	「収集」
		共通指針	
A 非 連 動 デ ー タ 放 送 (※)	1	視聴データメニューへの遷移方法	dボタン押下後の初期画面に「視聴データ」への遷移ボタンを配置する または メインメニュー内に「視聴データ」への遷移ボタンを表示する
	2	遷移ボタン名称	「視聴データ」という用語を入れる
	3	視聴データの収集状況 及び TVerリンクの設定状況	データ放送の画面上に、視聴データの収集状況（例：収集中/収集なし）、 及び、TVerリンク設定状況（例：ON/OFF）を表示する

今後の検討

- 放送事業者が視聴データの利用を進めるにあたり、視聴者の理解を得ることが重要であるため、令和6年度以降も協議会を継続し、引き続き周知告知の取り組みをモニタリングしていくことを令和5年度の協議会において確認した。
- よって、令和6年度開催の協議会においても、各放送事業者の取り組み報告や、アンケートを通じた視聴データの認知度の変化度合いの把握をする予定である。また、必要に応じて、「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」への記載も検討する。